

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和5年12月18日

月曜日

号外(2)

## 目次

### 人事委員会規則

○給料に関する規則の一部を改正する規則	1
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	31
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	34
○富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	36

## 規 則

給料に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月18日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

### 富山県人事委員会規則第19号

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 258号）の一部を次のように改正する。

別表第21の行政職給料表昇格時号給対応表2級の欄中

22	21	30	29
23	22	30	30
24	22	31	30
25	23	31	30
25	23	32	31
25	24	32	31
26	24	33	31
26	25	33	32

を に、

26	25	34	32
27	26	34	32
27	26	35	33
27	27	35	33
28	27	36	33
		36	34
		37	34
		37	34
		38	35
		38	35
		39	35
		39	36
		40	36
		40	36
		41	37

を に改める。

別表第21の行政職給料表昇格時号給対応表3級の欄中

38	37	50	49
39	38	50	50
40	38	50	50
41	39	50	50
41	39	51	50
42	40	51	50
42	40	51	51
43	41	51	51
43	42	52	51
44	43	52	51
		52	51
		52	52
		53	52
		53	52
		53	52
		53	52
		53	53
		54	53
		54	53
		54	53

を に、

54		53
54		54
55		54
55	を	54
55		54
55		54
55		55
56		55
56		55
56		55
56		55
56		56
56		56
57		56
57		56
57		56
57		56
57		56
57		56
57		56
57		56
57		56
57		56
58		56
58		57
58		57
58		57
58		57
58		57
58		57
59		57
59		57
59		57
59		57

に改める。

別表第21の行政職給料表昇格時号給対応表4級の欄中

56	55
56	55
56	56
56	56
56	56

57		56	
57		56	
57	を	56	に改める。
57		56	
57		57	
58		57	
58		57	
58		57	
58		57	
58		57	
59	」	57	」

別表第21の行政職給料表昇格時号給対応表7級の欄中

32		31	
32		31	
32		31	
32		31	
32		31	
32		31	
32		31	
32		31	
32		31	
32	を	31	に改める。
32		31	
32		32	
32		32	
32		32	
33		32	
33		32	
34		32	
34		32	
35	」	33	」

別表第21の公安職給料表昇格時号給対応表2級の欄中

70	69	94	93
71	70	94	94
72	70	95	94
73	71	95	94

74		71		96		95
75		72		96		95
76	を	72	に、	97		95
77		73		97		96
77		74		98		96
78		75		98	を	96
78		76		99		97
79		77		99		97
79		78		100		98
80	」	79	」	100		98
				101		99
				101		99
				102		100
				102		100
				103	」	101

別表第21の公安職給料表昇格時号給対応表4級の欄中

54		53
55		54
56		54
57		55
58		55
59		56
60		56
61		57
62		58
63		59
64	を	60
65		61
66		62
67		63
68		64
69		65
69		66
70		67
70		68

71	69
71	70
72	71

別表第21の教育職給料表(1)昇格時号給対応表2級の欄中

26	25	38	37
27	26	39	38
28	26	40	38
29	27	41	39
29	27	41	39
30	28	42	40
30	28	42	40
31	29	43	41
31	29	43	41
32	30	44	42
32	30	44	42
33	31	45	43
33	31	45	43
33	32	46	44
34	32	46	44
34	33	47	45
34	33	47	45
35	34	48	46
35	34	48	46
35	35	49	47
36	35	49	47
		50	48
		50	48
		51	49
		51	49
		52	50
		52	50
		53	51
		53	51
		54	52
		54	52

55		53
55		53
56		54
56		54
57		55
57		55
57		56
58		56
58		57
58		57
59	を	57
59		57
59		58
60		58
60		58
60		58
61		59
61		59
61		59
61		59
61		60
62		60
62		60
62		60
62		61
62		61
63		61
63		61
63		61
63		61
63		62
64		62
64		62
64		62
64		62
64		62

に改める。

65	63
65	63
65	63
65	63
65	63
66	63
66	64
66	64
66	64
66	64
66	64
67	64
67	64
67	65
67	65
67	66
68	66
68	67

別表第21の教育職給料表(2)昇格時号給対応表2級の欄中

38	37	54	53
39	38	54	54
40	38	55	54
41	39	55	54
41	39	56	55
41	40	56	55
42	40	57	55
42	41	58	56
42	41	59	56
43	42	60	56
43	42	61	57
43	43	61	57
44	43	61	58
		62	58
		62	59
		62	59
		63	60



63		60
63		61
64		61
64		61
64		61
65	を	62
65		62
65		62
65		62
65		63
65		63
65		63
66		63
66		64
66		64
66		64
66		64
66		65
66		65
67		65
67		65
67		66
67		66
67		66
67		66
67		67
68		67
68		67
68		67

に改める。

別表第21の教育職給料表(2)昇格時号給対応表3級の欄中

75		74
75		74
75		75
75	を	75
75		75

に改める。

76	75
76	76

別表第21の研究職給料表昇格時号給対応表2級の欄中

18	17	30	29
19	18	30	30
20	18	31	30
21	19	31	30
21	19	32	31
22	20	32	31
22	20	33	31
23	21	33	32
23	22	34	32
24	23	34	32
		35	33
		35	33
		36	34
		36	34
		37	35
		37	35
		38	36
		38	36
		39	37
		39	37
		40	38
		40	38
		41	39
		41	39
		42	40
		42	40
		43	41
		43	41
		44	42
		44	42
		45	43
		46	43

を に、 を に改める。

47	44
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49
53	50
54	51
54	52
55	53
55	53
56	53
56	54
57	54
57	54
57	55
58	55
58	55
58	56
59	56
59	56
59	57
60	57
60	58
60	58
61	59

別表第21の研究職給料表昇格時号給対応表3級の欄中

18	17	26	25
18	18	26	26
19	18	27	26
19	18	27	26
20	19	28	27
20	19	28	27
21	19	29	27

21	を	20	に、	30	28
21		20		31	28
22		20		32	28
22		21		33	29
22		21		33	30
23		22		33	31
23		22		33	32
23		23		34	33
24		23		34	33
				34	33
				34	33
				35	34
				35	34
				35	34
				35	34
				36	35
				36	35
				36	35
				36	35
				36	35
				37	36
				37	36
				37	36
				38	36
				38	37
				38	37
				39	37
				39	38
				39	38
				39	38
				40	38
				40	38
				40	39
				40	39
				41	39
				41	39
				41	39

を に改める。

41	40
41	40
42	40
42	40
42	40
42	41
42	41
43	41

別表第21の研究職給料表昇格時号給対応表4級の欄中

38	37
38	38
39	38
39	38
40	39
40	39
41	39
41	40
41	40
42	40
42	41
42	41
43	42
43	42
43	42
43	42
44	43
44	43
44	43
44	44
45	44
45	44
45	45
45	45
46	45

を に改める。

## 別表第21の医療職給料表(1)昇格時号給対応表 2級の欄中

26		25
26		26
27		26
27		26
27		26
27		27
28		27
28		27
28	を	27
28		28
29		28
29		28
29		28
30		29
30		29
30		29
31		30
31		30

に改める。

## 別表第21の医療職給料表(2)昇格時号給対応表 2級の欄中

26	25
27	26
28	26
29	27
29	27
30	28
30	28
31	29
31	29
32	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32

35		33
35		33
36		34
36		34
37	を	35
37		35
38		36
38		36
39		37
39		37
40		38
40		38
41		39
41		39
42		40
42		40
43		41
43		41
44		41
44		42
45		42
45		42
46		43
46		43
47		43

に改める。

別表第21の医療職給料表(2)昇格時号給対応表3級の欄中

58	57
58	58
59	58
59	58
60	59
60	59
61	59
61	60
61	60

61		60	
61	を	60	に改める。
61		60	
61		61	
62		61	
62		61	
62		61	
62		61	
62		62	
62		62	
62		62	
62		62	
63		62	
63	」	62	」

別表第21の医療職給料表(2)昇格時号給対応表5級の欄中

38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
41	40
42	40
42	41
42	41
43	41
43	42
43	42
44	42
44	43
44	43
45	43
45	44
45	44
45	44
46	45
46	45



46		45	
46		45	
47	を	46	に改める。
47		46	
47		46	
47		46	
48		47	
48		47	
48		47	
48		47	
48		47	
48		48	
49		48	
49		48	
49		48	
49		48	
49		49	
49		49	
50		49	
50		49	
50		49	
50		50	
50		50	
50		50	
51		50	
51	」	50	」

別表第21の医療職給料表(2)昇格時号給対応表6級の欄中

34	33
34	34
35	34
35	34
36	35
36	35
37	35
37	36

37		36
38		36
38		37
38		37
39		38
39		38
39		39
40		39
40		40
40	を	40
40		40
41		40
41		40
41		41
41		41
42		41
42		41
42		41
42		42
43		42
43		42
43		42
43		42
44		43
44		43
44		43
44		43

に改める。

別表第21の医療職給料表(3)昇格時号給対応表2級の欄中

42	41	82	81
43	42	82	82
44	42	82	82
45	43	82	82
46	43	83	82
47	44	83	82
48	44	83	83

49		45		83		83
50		46		84		83
51		47		84		83
52		48		84		83
53		49		84		84
54		50		85		84
55		51		85		84
56		52		85		84
57		53		86		84
58		54		86		85
59		55		86		85
60		56		87		85
61		57		87		86
62	を	58	に、	87		86
63		59		88		86
64		60		88		87
65		61		88		87
65		62		89		87
66		63		89		88
66		64		89	を	88
67		65		89		88
67		65		90		89
68		66		90		89
68		66		90		89
69		67		90		89
70		67		91		90
71		68		91		90
72		68		91		90
73		69		91		90
73		70		92		91
74		71		92		91
74		72		92		91
75		73		92		91
75		74		93		92
76		75		93		92
				93		92

に改める。

93	92
94	93
94	93
94	93
94	94
95	94
95	94
95	95
95	95
96	95

別表第22の行政職給料表降格時号給対応表1級の欄中

37	を	38	に、	53	を	54	に改める。
39		39		54		56	
40		41		55		58	
				56		60	
				59		62	
				62		64	
				65		66	
				68		68	
				70		71	
				72		74	
				74		77	
				76		80	
				78		83	
				80		86	
				82		89	
				84		92	
				86		93	
				88		93	
				90		93	
				92		93	

別表第22の行政職給料表降格時号給対応表2級の欄中

53	54	76	77
54	56	80	82
55	58	84	87

56	を	60	に、	88	を	92	に改める。
58		61		93		97	
60		62		98		102	
62		63		103		107	
				109		116	
				115		125	
				121		125	

別表第22の行政職給料表降格時号給対応表3級の欄中

97	を	99	に改める。
102		106	
107		113	
112		113	

別表第22の行政職給料表降格時号給対応表6級の欄中

67	を	77	に改める。
80		84	
82		85	
84		85	

別表第22の公安職給料表降格時号給対応表1級の欄中

26	を	27	に、	37	を	38	に、
27		28		38		39	
28		29		39		40	
29		29		40		41	
30			30				
31			31				
32			33				

77	を	78	に、	106	を	107	に改める。
78		80		108		110	
79		82		110		113	
80		84		112		116	
81		85		114		118	
82		86		116		120	
83		87		118		122	
84		88		120		124	

86	89	122	125
88	90	124	125
90	91		

別表第22の公安職給料表降格時号給対応表2級の欄中

21	22	29	30
22	23	30	30
23	24	31	32
		32	33
		33	34

61	62
63	63
64	64

別表第22の公安職給料表降格時号給対応表3級の欄中

69	70
70	72
71	74
72	76
73	77
74	78
75	79
76	80
77	81
78	82
79	83
80	84
81	85
82	86
83	87
84	88
86	89
88	90
90	91

別表第22の教育職給料表(1)降格時号給対応表1級の欄中

45	46
46	48
47	50
48	52
50	54
52	56
54	58
56	60
59	62
62	64
65	66
68	68
69	70
70	72
71	74
72	76
74	78
76	80
78	82
80	84
82	86
84	88
86	90
88	92
90	94
92	96
94	98
96	100
98	102
100	104
102	106
104	108
107	112
110	116
113	120

を に改める。

116	124
121	130
126	136
131	142
136	148
141	150
146	152
151	153

別表第22の教育職給料表(2)降格時号給対応表1級の欄中

20	を	20	に、	45	を	46	に、
21		22		46		48	
23		23		47		50	
				48		52	
				51		54	
				54		56	
				57		58	

78	を	79	に改める。
80		82	
82		85	
84		88	
85		90	
86		92	
87		94	
88		96	
91		100	
94		104	
97		108	
100		112	
107		116	
114		120	
121		124	

別表第22の教育職給料表(2)降格時号給対応表2級の欄中

150	を	152	に改める。
155		156	



別表第22の研究職給料表降格時号給対応表1級の欄中

41	を	42	に、	62	を	63	に改める。
42		44		64		66	
43		46		66		69	
44		48		68		72	
46		49		70		74	
48		50		72		76	
50		51		74		78	
				76		80	
				78		82	
				80		84	
				82		86	
				84		88	
				86		90	
				88		92	
				90		94	
				92		96	
				93		97	
				94		98	
				95		99	
				96		100	
				97		101	
				98		102	
				99		103	
				100		104	
				102		107	
				104		110	
				106		113	
				108		116	
				111		118	
				114		120	
				117		121	
				120		121	

別表第22の研究職給料表降格時号給対応表2級の欄中

50	51
----	----

52		54
54		57
56		60
59		62
62		64
65		66
68		68
70		71
72		74
74		77
76		80
77	を	81
78		82
79		83
80		84
84		88
88		92
92		96
96		100
99		103
102		108
106		113
110		118
115		121
120		121

に改める。

別表第22の研究職給料表降格時号給対応表3級の欄中

58		59
60		62
62		65
64		68
67	を	70
70		74
74		77
78		80
82		83

に改める。

別表第22の医療職給料表(1)降格時号給対応表 1級の欄中

46	を	47	に改める。
48		51	
52		55	
56		59	
59		62	
62		64	

別表第22の医療職給料表(2)降格時号給対応表 1級の欄中

45	を	46	に改める。
46		48	
47		50	
48		52	
50		54	
52		56	
54		58	
56		60	
58		62	
60		64	
62		66	
64		68	
66		70	
68		72	
70		74	
72		76	
74		79	
76		82	
78		85	
80		85	
82	85		
84	85		

別表第22の医療職給料表(2)降格時号給対応表 2級の欄中

78	を	79	に改める。
80		82	
82		85	
84		90	

91	95
98	100

別表第22の医療職給料表(2)降格時号給対応表4級の欄中

57	を	58	に改める。
58		60	
59		62	
60		64	
63		67	
66		70	
69		73	
72		76	
76		80	
80		84	
84		89	
90		94	
96		99	
102		104	

別表第22の医療職給料表(2)降格時号給対応表5級の欄中

50	を	51	に改める。
52		54	
54		57	
56		60	
59		62	
62		64	
65		66	
69		71	
73		76	
77		81	
81		85	

別表第22の医療職給料表(3)降格時号給対応表1級の欄中

23	を	24	に、	57	58
25		25		58	60
26		26		59	62
27		28		60	64

28
29

29
30

61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
82
84
86
88
89
90
91
92
94
96
98

65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
86
88
90
92
93
94
95
96
97
98
99

を

に、

112
116
120
124

113
118
123
128

127		131
130		134
133		137
136	を	140
140		144
144		148
148		152
152		156
156		159
160		162
164	」	165

に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給がこの規則による改正前の給料に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(人委・企画・任用課)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月18日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

### 富山県人事委員会規則第20号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第259号）の一部を次のように改正する。

第7条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人委・企画・任用課)

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月18日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

### 富山県人事委員会規則第21号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第262号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

#### 別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	35,000
1年以上2年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	35,000

2年以上3年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	35,000
3年以上4年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	35,000
4年以上5年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	35,000
5年以上6年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	51,100	35,000
6年以上7年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	49,300	35,000
7年以上8年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	47,500	35,000
8年以上9年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	45,700	35,000
9年以上10年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	43,900	35,000
10年以上11年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	42,100	31,000
11年以上12年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	40,300	27,000
12年以上13年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	38,500	23,000
13年以上14年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	36,700	19,000
14年以上15年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	35,300	15,000
15年以上16年未満	415,600	369,500	309,200	251,700	185,000	33,900	12,500
16年以上17年未満	411,200	365,500	305,900	249,100	183,400	32,500	10,000
17年以上18年未満	406,800	361,500	302,600	246,500	181,800	31,100	7,500
18年以上19年未満	402,400	357,500	299,300	243,900	180,200	29,700	5,000
19年以上20年未満	398,000	353,500	296,000	241,300	178,600	28,300	2,500
20年以上21年未満	393,600	349,500	292,700	238,700	177,000	26,900	
21年以上22年未満	375,700	333,800	279,700	227,300	168,500	26,300	
22年以上23年未満	355,900	316,600	265,700	215,400	158,700	25,700	
23年以上24年未満	336,600	299,900	252,200	203,400	149,600	24,700	
24年以上25年未満	317,200	283,000	238,300	191,600	139,900	24,100	
25年以上26年未満	297,700	266,100	224,600	179,800	130,700	23,500	
26年以上27年未満	275,000	245,300	207,000	165,400	119,700	22,900	
27年以上28年未満	252,800	224,900	189,900	151,100	109,300	22,300	
28年以上29年未満	230,400	204,500	172,600	136,800	99,000	21,500	
29年以上30年未満	207,600	183,700	155,000	122,500	88,000	21,200	
30年以上31年未満	182,800	161,800	137,000	107,500	77,400	20,800	
31年以上32年未満	157,900	139,900	118,700	92,700	66,300	20,200	
32年以上33年未満	133,300	118,200	100,800	77,500	55,900	19,300	
33年以上34年未満	97,500	88,200	76,200	59,500	42,700	18,400	
34年以上35年未満	62,200	58,400	51,900	41,100	29,500	17,700	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。



2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職又は第2条第1項行政職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

### 別表第2（第8条関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
	円	円
1年未満	35,800	24,500
1年以上2年未満	35,800	24,500
2年以上3年未満	35,800	24,500
3年以上4年未満	35,800	24,500
4年以上5年未満	35,800	24,500
5年以上6年未満	35,800	24,500
6年以上7年未満	34,500	24,500
7年以上8年未満	33,300	24,500
8年以上9年未満	32,000	24,500
9年以上10年未満	30,700	24,500
10年以上11年未満	29,500	21,700
11年以上12年未満	28,200	18,900
12年以上13年未満	27,000	16,100
13年以上14年未満	25,700	13,300
14年以上15年未満	24,700	10,500
15年以上16年未満	23,700	8,800
16年以上17年未満	22,800	7,000
17年以上18年未満	21,800	5,300
18年以上19年未満	20,800	3,500
19年以上20年未満	19,800	1,800
20年以上21年未満	18,800	
21年以上22年未満	18,400	
22年以上23年未満	18,000	
23年以上24年未満	17,300	

24年以上25年未満	16,900
25年以上26年未満	16,500
26年以上27年未満	16,000
27年以上28年未満	15,600
28年以上29年未満	15,100
29年以上30年未満	14,800
30年以上31年未満	14,600
31年以上32年未満	14,100
32年以上33年未満	13,500
33年以上34年未満	12,900
34年以上35年未満	12,400

**備考**

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(人委・企画・任用課)

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月18日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

**富山県人事委員会規則第22号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

**第1条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第

271号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「100分の113.5以上100分の195以下」を「100分の118.5以上100分の200以下」に、「100分の138.5以上100分の235以下」を「100分の143.5以上100分の240以下」に改め、同項第2号中「100分の106以上100分の113.5未満」を「100分の111以上100分の118.5未満」に、「100分の128.5以上100分の138.5未満」を「100分の133.5以上100分の143.5未満」に改め、同項第3号中「100分の97以上100分の98.5以下」を「100分の102以上100分の103.5以下」に、「100分の117以上100分の118.5以下」を「100分の122以上100分の123.5以下」に改め、同項第4号中「100分の97未満」を「100分の102未満」に、「100分の117未満」を「100分の122未満」に改める。

第25条第1号中「100分の47.5超」を「100分の50超」に、「100分の57.5超」を「100分の60超」に改め、同条第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改め、同条第3号中「100分の47.5未満」を「100分の50未満」に、「100分の57.5未満」を「100分の60未満」に改める。

**第2条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第3号ア中「第22条の2第1項第2号」を「第22条の2第1項各号」に改める。

第24条第1項第1号中「100分の118.5以上100分の200以下」を「100分の116以上100分の197.5以下」に、「100分の143.5以上100分の240以下」を「100分の141以上100分の237.5以下」に改め、同項第2号中「100分の111以上100分の118.5未満」を「100分の108.5以上100分の116未満」に、「100分の133.5以上100分の143.5未満」を「100分の131以上100分の141未満」に改め、同項第3号中「100分の102以上100分の103.5以下」を「100分の99.5以上100分の101以下」に、「100分の122以上100分の123.5以下」を「100分の119.5以上100分の121以下」に改め、同項第4号中「100分の102未満」を「100分の99.5未満」に、「100分の122未満」を「100分の119.5未満」に改める。

第25条第1号中「100分の50超」を「100分の48.75超」に、「100分の60超」

を「100分の58.75超」に改め、同条第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改め、同条第3号中「100分の50未満」を「100分の48.75未満」に、「100分の60未満」を「100分の58.75未満」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(人委・企画・任用課)

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月18日

富山県人事委員会

委員長 川 合 哲

### 富山県人事委員会規則第23号

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

**第1条** 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

#### 別表第1（第18条関係）

行政職報酬等基準額表

職の区分	単純な、又は定型的な業務に従事する職	専門的な知識経験又は資格を要する業務に従事する職	専門的な知識経験又は資格を要する困難な業務に従事する職

号給	月額	月額	月額
	円	円	円
1	162,100	196,200	231,800
2	166,600	202,400	234,500
3	170,900	208,000	236,800
4	176,100	213,200	238,900
5	181,800	217,800	240,900
6	187,300	221,800	242,800
7	196,200	225,400	244,700
8	202,400	228,900	246,400
9		231,800	248,000
10		234,500	249,400

## 別表第2（第18条関係）

## 教育職報酬等基準額表

職の区分	講師その他教育に関する業務に従事する職	実習助手	寄宿舍指導員
号給	月額	月額	月額
	円	円	円
1	229,900	229,900	229,900
2	236,600	236,600	236,600
3	243,900	243,900	243,900
4	252,800	252,800	
5	262,100	262,100	
6	271,000	271,000	
7	279,900	279,900	
8	288,200	288,200	
9	295,500	295,500	
10	302,700		
11	311,200		

12	319,900		
13	326,500		
14	334,100		
15	341,800		
16	349,500		
17	357,000		
18	364,200		
19	370,900		

## 別表第3 (第18条関係)

## 医療職報酬等基準額表

職の区分	医師又は 歯科医師	薬剤師	獣医師	管理栄養士	栄養士	診療放射線 技師、臨床 検査技師、 臨床工学技 士、理学療 法士、作業 療法士、視 能訓練士、 言語聴覚士、 歯科衛生士 又は歯科技 工士	看護師又 は助産師
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	264,700	237,000	289,100	218,500	193,500	209,000	220,700
2	274,100	239,100	290,500	222,400	198,800	213,700	226,100
3	288,100	241,200	291,500	225,800	204,600	218,500	229,800
4	302,200						233,900
5	317,200						
6	331,300						

**別表第4**（第18条関係）

## 高度専門職報酬等基準額表

号給	月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

**第2条** 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

第12条の見出し並びに同条第1項第3号及び第5号中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第3項中「期末手当の」を「期末手当及び勤勉手当の」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「期末手当に」を「期末手当及び勤勉手当に」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当基礎額）

**第14条の2** 会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額の算定に当たっては、常勤の職員に適用される給与条例第23条第4項の規定は適用しないこととし、同条第3項の規定中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、月額第1号職員にあつては「報酬の基本額及び地域手当に相当する報酬の月額の合計額」と、日額第1号職員にあつては「報酬の基本額及び報酬の基本額に対する地域手当に相当する報酬の額の合計額に基準日が属する月の勤務日数を乗じて得た額」と、時間額第1号職員にあつては「報酬の基本額及び報酬の基本額に対する地域手当に相当する報酬の額の合計額に基準日が属する月の勤務時間数を乗じて得た額」とする。

2 前項の規定にかかわらず、季節的な要因等により月ごとの勤務日数が大きく異なる第1号会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額は、任命権者が別に定める。

第15条見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条中「前3条」を「第12条から前条まで」に改め、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第17条の見出し中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第5項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第6項中「又は期末手当」を「、期末手当又は勤勉手当」に改め、同条第7項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づき支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

(人委・企画・任用課)